

令和7年度 就学援助制度についてのお知らせ

向日市では経済的な理由により教育費の支払いにお困りの保護者の方に対して、学用品費や給食費など、教育費用の一部を援助する制度を設けています。

○援助の対象となる方 （1に該当⇒要保護対象者、1以外に該当⇒準要保護対象者）

★下記のいずれかの条件に該当すること（【 】は必要添付書類）

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 生活保護の受給 | 8 国民健康保険料の減免【保険料変更通知書等】 |
| 2 生活保護の停止または廃止 | 9 児童扶養手当の支給【児童扶養手当証書】 |
| 3 市民税の非課税世帯【※所得証明書等】 | 10 生活福祉資金の貸付【貸付決定通知書等】 |
| 4 市民税の減免【税額変更通知書】 | 11 職業安定所登録の日雇労働者【日雇失業保険手帳等】 |
| 5 個人事業税の減免【減免決定通知書等】 | 12 経済的理由により就学が困難【源泉徴収等】 |
| 6 固定資産税の減免【税額変更通知書】 | 13 その他特別な事情がある(個別にご相談ください) |
| 7 国民年金保険料の免除【免除承認通知書等】 | |

※所得税の確定申告や市府民税の所得申告を提出していない場合は審査できません。事前に申告をお済ませください。

※申請理由3及び12については、申請書の『同意書』欄に記名した場合、添付書類は不要です。ただし、令和6年1月1日以前に向日市に転入された方は、前住所地の所得証明書（全項目証明）の添付が必要です。

※所得証明書を市の税務課等で取得する場合は「就学援助申請書兼委任状」を窓口でご提示ください。

※上記12の条件による申請は、所得審査を行います。審査の結果、不認定となる場合があります。所得審査での認定基準については、生活保護基準の1.3倍未満となります。認定の基準となる世帯所得額の目安については、裏面をご参照ください。

○援助の内容

（参考：令和6年度実施分）※支給項目・支給額は年度や認定日等により変動します。

内 容	対 象 者		支給額（年額）		備 考
	要 保 護	準要保護	小学生	中学生	
①学用品費等		○	15,500円	27,310円	※1
②新入学学用品費		○	57,060円	63,000円	※2
③修学旅行費	○	○	実費分		
④校外活動費（宿泊）		○	交通費等		
⑤体育実技用具費		○		実費分	
⑥給食費		○	実費分		
⑦医療費	○	○	実費分		※3
⑧通学費		○	実費分		小学校4km以上、中学校6km以上

※1 小学校1年生は13,230円、中学校1年生は25,040円を支給します。

※2 年度当初に準要保護として認定された新小学校1年生、新中学校1年生に限ります。

※3 学校の健康診断において治療の指示を受けたトラコーマ及び結膜炎(アレルギー性を除く)、白せん、疥癬及び膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病が対象です。

※4 要保護認定者は③、⑦のみが就学援助の対象です。

※5 申請日以前の費用については、原則支給されません。

裏面もご確認ください

○手順の方法

申請書に必要事項を記入し、学校又は教育委員会に提出してください。申請は毎年度、提出が必要です。

提出場所：現在、通学されている向日市立小中学校又は向日市役所本庁舎別館 1 階学校教育課

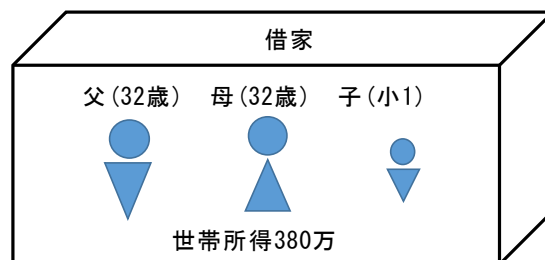
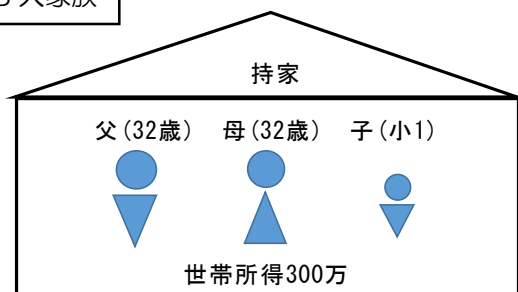
提出期限：令和7年1月27日（月）まで

※『東向日別館』ではありませんのでご注意ください。

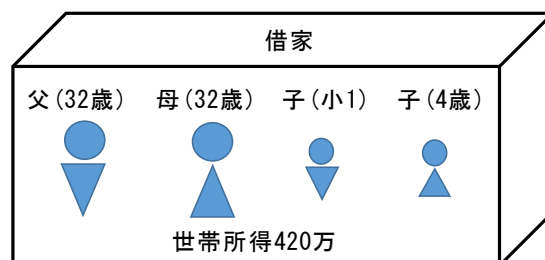
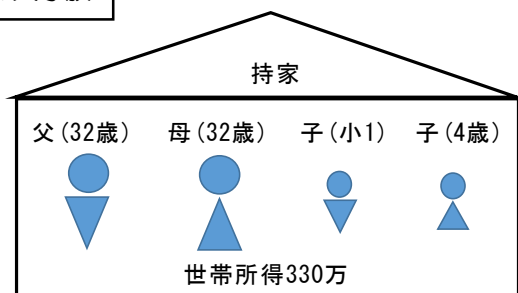
※ 新小学校1年生の申請は、学校ではなく教育委員会に直接ご提出をお願いします。

○認定基準額の目安

3人家族



4人家族



※所得金額とは、給与所得の場合は給与所得控除後の金額、事業所得の場合は総収入から必要経費を差し引いた金額です。

※上記の認定基準は、あくまで目安です。世帯構成や所得内容、年齢等によって異なりますので、詳しくは学校教育課へお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

向日市教育委員会 学校教育課 学校保健係 TEL(075)874-3068